

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に
基づく事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項届出書

関客発第6号

平成30年5月28日

経済産業大臣 世耕弘成 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根茂樹

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項を定めたので届け出ます。

(別表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 第6条第4項第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第8条第2項	送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準
第9条第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第12条第2項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費への配分基準
第21条第3項	特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第43条第2項	小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第43条第4項	小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
 [第6条第5項関係]

1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	業務用建物等賃借料	各部門業務用賃借建物床面積比	—
	寮・社宅賃借料	直課された各部門人員数比	—
	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	事業所管理委託費	各部門業務用自社建物床面積比	—
	業務機械化委託費	直課された各部門人員数比	—
	社債関係業務委託費	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比	—
	その他委託費	—	各部門業務用建物床面積比
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別償却帳簿原価比		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を加味した各部門原価比	
社債発行費	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比	—	
法人税等	—	一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を加味した各部門原価比	
電気事業報酬	内容ごとに各部門設備別レートベース比（送電部門、変電部門及び配電部門は零とする。）	—	

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由
 一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別紙)

第6条第4項第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する基準に代わるものとして設定した
基準

[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
普及開発関係費	直課された普及開発関係費比	—
電気事業報酬	—	内容ごとに各第一次整理原価別レートベース比（一般送配電事業に係るものについては零とする）

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準
 [第8条第2項関係]

	配 分 基 準
給料手当	送配電非関連固定費に整理する。
給料手当振替額(貸方)	送配電非関連固定費に整理する。
雑給	送配電非関連固定費に整理する。
消耗品費	送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の割合が一对一となるように整理する。
修繕費	送配電非関連固定費に整理する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
委託費	送配電非関連固定費に整理する。
養成費	送配電非関連固定費に整理する。
諸費	送配電非関連固定費に整理する。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
他社購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
建設分担関連費振替額(貸方)	送配電非関連固定費に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	送配電非関連固定費に整理する。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
他社販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。
新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
 [第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第2項第2号に掲げる送配電非関連可変費の配分において、下表に掲げる送配電非関連可変費については、第9条第2項の規定により、同条第4項第4号の割合を同条第1項第4号に定める値によらず、それぞれ下表に設定した値により算定する。

対象となる送配電非関連可変費	設定した値
水力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの水力発受電量
火力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの火力発受電量
新エネルギー等発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの新エネルギー等発 受電量
総原子力発電費に整理された 送配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの原子力発受電量

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送配電非関連可変費の配分にあたり、第9条第1項第4号に定める値により算定する割合に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な割合を算定するため、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

(別紙)

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費への配
分基準
[第12条第2項関係]

	配 分 基 準
託送収益（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に整理する。

特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
 [第21条第3項関係]

第21条第2項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別については、以下のとおり設定する。

需要種別	契約種別
特定需要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯 低圧電力，臨時電力，農事用電力

2. 料金制

料金制については、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制とし、それ以外については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制とする。

3. 料金率

各契約種別ごとの料金率については、特定需要の原価等を基に、各契約種別ごとの負担が公平になるよう設定する。

この場合、それぞれの料金水準については、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、電気の使用形態（使用期間、使用頻度、一口当たりの使用電力量、負荷率等）、計量方法等の原価構成要素の差異を反映する。

(1) 基本料金

基本料金率は、原則として、1月を単位とし、使用する負荷設備等を基に設定する。

なお、電力需要の基本料金率については、力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を反映する。

(2) 電力量料金

①電灯需要

電灯需要の電力量料金率については、原則として、一口当たりの平均使用電力量等を勘案し、使用電力量を3段階に区分し、区分ごとに料金率が異なる3段階料金制（てい増料金制）を設定する。

ア. 第1段階の使用電力量の料金率については、イの料金率より低廉なものとする。

イ. 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用に基づくものとする。

ウ. 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

エ. 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季別に設定する。

(別紙)

小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
[第43条第2項関係]

石 油	0.0140
液化天然ガス	0.3483
石 炭	0.7227

小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価
 [第43条第4項関係]

区 分			単 位	単 価 (円. 銭厘)	
定額	定額電灯 および 公衆街路灯A	電 灯	10Wまで	1 灯	0.630
			20Wまで	〃	1.258
40Wまで			〃	2.516	
60Wまで			〃	3.776	
100Wまで			〃	6.292	
100W超過100Wまでごとに			〃	6.292	
額		小 型 機 器	50VAまで	1 機器	1.879
			100VAまで	〃	3.758
			100VA超過100VA までごとに	〃	3.758
制	臨時電灯A		1日につき 50VAまで	1 契約	0.051
			100VAまで	〃	0.102
			100VA超過500VAまで100VAまでごとに	〃	0.102
			500VA超過1kVAまで	〃	1.014
			1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに	〃	1.014
供	臨時電力		1日につき	1 kW	1.066
	給	農事用電力 (脱穀調整用) [附則]		1日につき 0.5 kW	1 契約
1 kW				〃	0.532
2 kW				〃	1.066
3 kW				〃	1.598
3kW超過1kW増すごとに				〃	0.532
従量 制 供 給	従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B		最低料金 最初の15kWhまで	1 契約	2.430
			電力量料金 15kWh超過分	1 kWh	0.162
	上記以外		低 圧	1 kWh	0.162